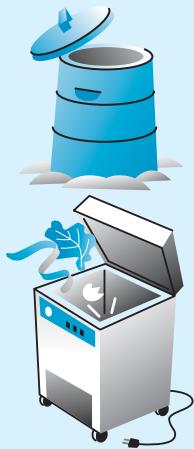
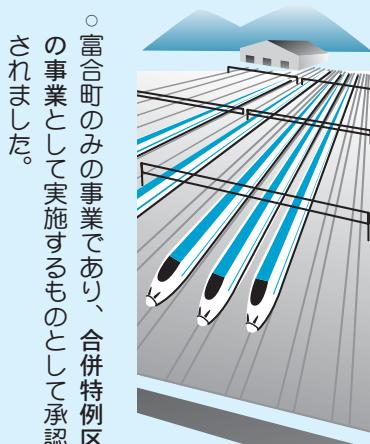


■ごみの減量化及び再生利用の普及・啓発
合併時に熊本市の制度に統合します。
(左表参照)



▼協議第34号 農林水産関係事業の取扱い(その3)(その4)
○次とおり取り扱うものとして承認されました。
■土地改良事業等補助金 継続審議となつていましが、委員からの提案があり、「熊本市の制度に統合する。ただし、富合町の運営費補助については、平成25年度まで継続するものとし、平成26年度以降については、関係機関と協議を行い調整する」ものとし、修正承認されました。
■産業祭負担金 富合町の産業祭は、合併特例区の事業として実施します。 ■水田農業推進協議会負担金



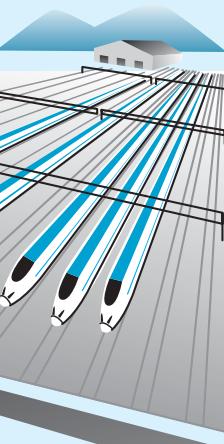
▼協議第10号 一般職の職員の身分の取扱い
○合併時に在職する富合町の一般職の職員

(教育長を除く)は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとします。
職員関係の制度については、熊本市の制度に統合します。

富合地域については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことのないよう適切な措置を講ずることとして、提案がありました。

▼熊本市再生資源集団回収助成事業
●古紙 1kgあたり 6円
●古着 1kgあたり 4円
●アルミ缶 1kgあたり 4円
●びん類 1kgあたり 4円
▼熊本市生ごみ堆肥化容器助成
●購入費の2分の1助成 (上限3千円)
▼熊本市家庭用生ごみ処理機助成
●購入費の2分の1助成 (上限2万円)

○富合町のみの事業であり、合併特例区の事業として実施するものとして承認されました。



▼協議第37号 都市計画の取扱い(その2)
富合町のみの事業であり、当分の間現行どおり継続します。

第5回協議会において、
新市の基本方針を示す「熊本市・富合町新市基本計画(素案)」が提案され、その後、パブリックコメントの実施や住民説明会の開催などを行い、「熊本市・富合町新市基本計画(案)」が策定されたので、協議会に提案されました。

今回提案された熊本市・富合町新市基本計画(案)についての策定方針や施策体系は次ページのとおりです。

▼協議第11号 合併市町村基本計画の取扱い
認定農業者協議会補助金の取り扱いが、継続審議となつたため、継続となりました。

▼協議第18号 補助金・交付金等の取扱い
認定農業者協議会補助金の取り扱いが、継続審議となつたため、継続となりました。

▼協議第34号 農林水産関係事業の取扱い(その4)
合併後5年間は現行どおり継続します。その後の間、関係機関との調整を図ります。
■認定農業者協議会 合併後5年間は現行どおり継続します。その後の間、関係機関との調整を図ります。
■農業用廃フラッシュ処理対策協議会補助金 合併後5年間は現行どおり継続します。その後の間、関係機関との調整を図ります。
■水田農業推進費 富合町のみの事業であり、平成21年度までは現行どおり継続します。その後の取り扱いについては、関係機関と協議を行っていります。

▼協議第13号 条例、規則等の取扱い
合併後の条例・規則等は、熊本市の条例・規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合は関係する条例・規則等の制定・改正等を行つものとして、提案がありました。

合併時に在職する富合町の一般職の職員

▼協議第14号 事務組織及び機構の取扱い
熊本市の機構に統合し、組織の再編、見直しを行います。

(教育長を除く)は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとします。
職員関係の制度については、熊本市の制度に統合します。

富合地域については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことのないよう適切な措置を講ずることとして、提案がありました。